

○津田総合公園外 2施設の利用料金表○

1 津田総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	市内 1, 250
		市外 2, 500
野球場照明設備	30分間	市内 1, 500
		市外 3, 000
ゲートボール場	1 時間 (1コート)	市内 300
		市外 600
テニス場	1 時間 (1コート)	600
テニス場照明設備	30分間 (1コート)	600

2 長尾総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	市内 1, 250
		市外 2, 500
野球場照明設備	30分間	市内 1, 500
		市外 3, 000
野球場本部室冷暖房 設備	1 時間	市内 600
		市外 1, 200
多目的広場	1 時間	市内 1, 200
		市外 2, 400
多目的広場照明設備	30分間	市内 450
		市外 900
テニス場	1 時間 (1コート)	平日 600
		土曜日、日曜日及び休日 1, 000
テニス場照明設備	30分間 (1コート)	600
野外ステージ	1 時間	市内 1, 500
		市外 3, 000
野外ステージ照明設 備	30分間	市内 200
		市外 400
野外炊飯施設	1回 (1基)	市内 450
		市外 900
パターゴルフ	1 ラウンド	400

研修センター	1 時間	市内 1, 200 市外 2, 400
コテージ	定員 5 人用	土曜日及び休日の前日 15, 000
		日曜日及び休日 13, 000
		平日 12, 000
	定員 7 人用	土曜日及び休日の前日 20, 000
		日曜日及び休日 18, 000
		平日 17, 000
器具	1 日	規則で定める額
備考		
<p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。</p> <p>2 コテージの使用において定員を超えるときは、超過する1人につき1,500円を加算する。</p> <p>3 コテージの使用において、小学校就学前の者は使用者の人数に含めないものとし、その者の使用料は無料とする。</p> <p>4 コテージの使用において、4月28日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までの期間については、休日の前日とみなす。</p> <p>5 コテージの使用において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料の2倍の額を徴収するものとする。</p>		

3 志度総合運動公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	市内 1, 250
		市外 2, 500
野球場照明設備	30分間	市内 1, 500
		市外 3, 000
運動広場	1 時間	市内 500
		市外 1, 000
運動広場照明設備	30分間	市内 900
		市外 1, 800
テニス場	1 時間 (1コート)	600
テニス場照明設備	30分間 (1コート)	600